

令和8年2月9日
杉並区経理課契約係

主管課契約の基準額見直しに関するお知らせ

地方自治法施行令における少額随意契約の基準額引上げを受け、事務の効率化等を図るため、杉並区が行う主管課契約の基準額を下記のとおり見直し、令和8年4月1日から施行しますので、お知らせします。

1 見直しの概要

主管課長（学校長を含む）が締結できる契約の金額上限について、契約の種類ごとに基準額を見直します。

工事・製造、委託、印刷、修理、物品購入、賃貸借、売却について、以下のとおり基準額を改定します。

2 見直し内容

（1）工事又は製造の請負

区分	現行	見直し後
基準額 ・ 受任者	・50万円超 130万円以下：主管部長（営繕課は経理課長）等 ・50万円以下：主管課長・学校長	<u>200万円以下：主管課長・学校長</u>

（2）請負（委託・印刷・修理）

区分	現行	見直し後
基準額 ・ 受任者	・50万円以下：主管課長・学校長	<u>100万円以下：主管課長・学校長</u>

（3）物品購入

区分	現行	見直し後
基準額 ・ 受任者	・50万円超 80万円以下：主管部長（総務部は経理課長）等 ・50万円以下：主管課長・学校長	<u>150万円以下：主管課長・学校長</u>

（4）賃貸借

区分	現行	見直し後
基準額 ・ 受任者	・40万円以下：主管課長・学校長	<u>80万円以下：主管課長・学校長</u>

(5) 売却

区分	現行	見直し後
基準額 ・ 受任者	・ 30万円以下：主管課長	<u>50万円以下：主管課長</u>

3 適用日

令和8年4月1日

※同日以降に締結する契約から、見直し後の基準額を適用します。

4 その他

競争性の確保の観点から、従前どおり原則として複数の事業者から見積書を
徴取し、最も有利な価格を提示した事業者と契約を締結します。

【担当】

杉並区経理課契約係

03-5307-0612